

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和7年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務 ②資格確認書、資格情報通知、高齢受給者証等の各種証明書の交付に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 ⑦被保険者情報及び高額該当回数引き継ぎ情報の連携に関する事務 ⑧地方税法、国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して他機関への情報照会を行うとともに、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 ⑨オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)</p>
③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 宛名管理システム 3. 収納管理システム 4. 滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 国保総合システム 8. 国保情報集約システム 9. 医療保険者等向け中間サーバー 10. 国民健康保険システム(基本セット内) 11. 宛名管理システム(基本セット内) 12. 収納管理システム(基本セット内) 13. 滞納管理システム(基本セット内) 14. 団体内統合宛名システム(基本セット内)

2. 特定個人情報ファイル名

被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表の44の項 <オンライン資格確認業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :2、3、6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、158、161、166、173の項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :69、70、71の項	<オンライン資格確認業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健こども部保険年金課、総務部収納課
②所属長の役職名	保険年金課長、収納課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 暮らし安全課 電話番号 0835-25-2194
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 保健こども部 保険年金課 電話番号 0835-25-2312 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 収納課 電話番号 0835-25-2166
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果		
基礎項目評価の実施が義務付けられる		

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="checkbox"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="checkbox"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業		[<input type="checkbox"/>]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、国民健康保険に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 <p>■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱い権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

9. 監査					
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[<input checked="" type="checkbox"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 				
当該対策は十分か【再掲】	<p>[<input type="checkbox"/> 十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 				
判断の根拠	<p>■防府市における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①物理的安全措置 ・外部侵入防止・監視カメラ ・入退室管理:ICカード認証 ②技術的安全管理措置 ・システムアクセス時における二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク ③移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 <p>■中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①物理的安全管理措置 ・中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ②技術的安全管理措置 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームではウイルス対策ソフトを導入し、バージョンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p>■ガバメントクラウドにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアケティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、バージョンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 島田 文也 収納課長 徳重 康成	保険年金課長 吉富 博之 収納課長 徳重 康成	事後	定期的な見直しに伴う修正 (軽微な修正)
平成29年10月26日	I. ①. ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 宛名管理システム 3. 収納管理システム 4. 滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー	1. 国民健康保険システム 2. 宛名管理システム 3. 収納管理システム 4. 滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 国保総合システム 8. 国保情報集約システム	事前	
平成29年10月26日	I. ④. ②法令上の根拠	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):1, 2, 3, 4, 5, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 93, 97, 106, 109の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第26条、第33条、第43条、第44条、第46条	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 81, 87, 93, 97, 106, 109, 120の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	事後	
平成29年10月26日	I. ⑤. ②所属長	保険年金課長 吉富 博之 収納課長 徳重 康成	保険年金課長 吉富 博之 収納課長 藤井 一郎	事後	定期的な見直しに伴う修正 (軽微な修正)
平成29年10月26日	II. 1. いつの時点の計数か	平成27年1月22日時点	平成29年8月31日時点	事後	定期的な見直しに伴う修正 (軽微な修正)
平成29年10月26日	II. 2. いつの時点の計数か	平成27年1月22日時点	平成29年8月31日時点	事後	定期的な見直しに伴う修正 (軽微な修正)
令和1年6月28日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の30の項	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の30の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第24条	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	生活環境部保険年金課 生活環境部収納課	生活環境部保険年金課 総務部収納課	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 吉富 博之 収納課長 藤井 一郎	保険年金課長 収納課長	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	I. 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総務部市政なんでも相談課 電話番号0835-25-2209	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部市政相談課 電話番号0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	I. 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部保険年金課 電話番号0835-25-2312 〒747-8501	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部保険年金課 電話番号0835-25-2312 〒747-8501	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和1年6月28日	IV. リスク対策	—	IV.リスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥保険料の徴収又は保険料の賦課 	<p>国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥保険料の徴収又は保険料の賦課 	事後	国民健康保険法施行規則の改正によるもの
令和2年1月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置 ⑤保険給付の一時差止め ⑥保険料の徴収又は保険料の賦課 	<p>国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)に基づき、被用者保険の適用者以外の市町村の区域内に住所を有する者すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、世帯主から保険料を徴収している。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付 ③保険給付の支給 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 ⑦被保険者情報及び高額該当回数引き継ぎ情報の連携に関する事務 ⑧地方税法、国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第二に定める国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して他機関への情報照会を行うとともに、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 ⑨オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等業務 	事後	定期見直しに係る修正 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備によるもの
令和3年3月4日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>1. 国民健康保険システム 2. 宛名管理システム 3. 収納管理システム 4. 滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 国保総合システム 8. 国保情報集約システム</p>	<p>1. 国民健康保険システム 2. 宛名管理システム 3. 収納管理システム 4. 滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 国保総合システム 8. 国保情報集約システム 9. 医療保険者等向け中間サーバー</p>	事後	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月4日	1.関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第24条	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備によるもの
令和3年3月4日	1.関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、93、97、106、109、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :42、43、44、45、46の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、93、97、106、109、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :42、43、44、45、46の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	定期見直しに係る修正 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備によるもの
令和3年3月4日	II しきい値判断項目 1 対象人數 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和3年 1月 1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和3年 1月 1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	IV リスク対策 8 監査	自己点検	自己点検・内部監査	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I. 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申請)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 ⑦被保険者情報及び高額該当回数引き継ぎ情報の連携に関する事務 ⑧地方税法、国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第二に定める国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して他機関への情報照会を行うとともに、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 ⑨オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申請)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 ⑦被保険者情報及び高額該当回数引き継ぎ情報の連携に関する事務 ⑧地方税法、国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第二に定める国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して他機関への情報照会を行うとともに、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 ⑨オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)	事後	オンライン資格確認等システム稼働によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の30の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30</p> <p>・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一の30の項</p> <p><オンライン資格確認業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	オンライン資格確認等システム稼働によるもの 定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (②法令上の根拠)	<p>1. 番号法 ・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p>	<p>番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p>	事後	番号法改正によるもの
令和4年7月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (②法令上の根拠)	<p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第26条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p><オンライン資格確認業務> ・番号法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	オンライン資格確認等システム稼働によるもの 定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市生活環境部市政相談課 電話番号0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市総合政策部広報広聴課 電話番号0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 [○]内部監査	[○]自己点検	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (②法令上の根拠)	<p>番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :42、43、44、45、46の項</p> <p><オンライン資格確認業務> ・番号法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120、121の項 (別表第二における情報照会の根拠) :42、43、44、45、46の項</p> <p><オンライン資格確認業務> ・番号法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年10月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(前略) 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者による申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 ⑦被保険者情報及び高額該当回数引き継ぎ情報の連携に関する事務 ⑧地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第二に定める国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して他機関への情報照会を行うとともに、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 ⑨オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)	(前略) 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者による申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 ⑦被保険者情報及び高額該当回数引き継ぎ情報の連携に関する事務 ⑧地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して他機関への情報照会を行うとともに、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 ⑨オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)	事後	番号法改正によるもの
令和7年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 宛名管理システム 3. 収納管理システム 4. 滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 国保総合システム 8. 国保情報集約システム 9. 医療保険者等向け中間サーバー	1. 国民健康保険システム 2. 宛名管理システム 3. 収納管理システム 4. 滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー 7. 国保総合システム 8. 国保情報集約システム 9. 医療保険者等向け中間サーバー 10. 国民健康保険システム※標準準拠システム移行後	事前	ガバメントクラウドへのシステム移行に伴う変更
令和7年1月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一の30の項 <オンライン資格確認業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表の44の項 <オンライン資格確認業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	番号法改正によるもの
令和7年1月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120、121の項 (別表第二における情報照会の根拠) :42、43、44、45、46の項 <オンライン資格確認業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :2、3、6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、158、161、166、173の項 (別表第二における情報照会の根拠) :69、70、71の項 <オンライン資格確認業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	番号法改正によるもの
令和7年1月27日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	生活環境部保険年金課、総務部収納課	保健こども部保険年金課、総務部収納課	事後	組織変更によるもの
令和7年1月27日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号 0835-25-2194	事後	組織変更によるもの
令和7年1月27日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 保険年金課 電話番号 0835-25-2312 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 収納課 電話番号 0835-25-2166	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 保健こども部 保険年金課 電話番号 0835-25-2312 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 収納課 電話番号 0835-25-2166	事後	組織変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		[十分である]	事後	項目の追加
令和7年1月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、国民健康保険に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようとしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	事後	項目の追加
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		[9) 従業者に対する教育・啓発]	事後	項目の追加
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		[十分である]	事後	項目の追加
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		<p>毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、e-ラーニングによる教育研修を実施している。各研修においては受講権利を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。</p>	事後	項目の追加
令和7年12月26日	I. 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(前略) 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申請)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 ⑦被保険者情報及び高額該当回数引き継ぎ情報の連携に関する事務 ⑧地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して他機関への情報照会を行うとともに、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 ⑨オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)	(前略) 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申請)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答に関する事務 ②資格確認書、資格情報通知、高齢受給者証等の各種証明書の交付に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④保険医療機関等への一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務 ⑦被保険者情報及び高額該当回数引き継ぎ情報の連携に関する事務 ⑧地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して他機関への情報照会を行うとともに、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 ⑨オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)	事後	社会保障・税番号制度改正によるもの

